

第5編 災害復旧復興対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	生活の安定	191
第2章	復興の基本方針	202

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市、府をはじめ防災関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、復旧事業プロセスでの女性の参画を促進するとともに、要配慮者の参画を促進する。

第1 災害復旧事業計画

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を把握し、再度の被害の発生防止に努めるように、関係機関と連絡調整を図り、災害復旧事業計画を作成する。また、災害復旧事業計画の策定に当たっては、速やかに効果があがるように十分関係機関と調整を図り、復旧完了予定時期の明示に努める。

主な災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川公共土木施設災害復旧事業
- ② 都市災害復旧事業

(2) 農林水産施設災害復旧事業

(3) 上水道災害復旧事業

(4) 住宅災害復旧事業

(5) 社会福祉施設災害復旧事業

(6) 医療施設等災害復旧事業

(7) 公立学校施設災害復旧事業

(8) 社会教育施設災害復旧事業

(9) その他の事業

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

(1) 法律による一部負担又は補助

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

第5編 災害復旧復興対策

第1章 生活の安定

- ③ 公営住宅法
 - ④ 土地区画整理法
 - ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ⑦ 予防接種法
 - ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
 - ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

資料5－1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業
(資料編 P168)

第3 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第2節 被災者の生活確保

市及び関係機関等は、災害により被災した市民がその痛手から再起更生するよう金融措置、流通機関の回復、災害応急仮設住宅から恒久・良質な住宅に切り替えを図るとともに、雇用機会の確保に努め、被災者の生活の安定を図るものとする。

第1 金融措置

1. 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は藤井寺市災害による被災者に対する市税の減免に関する条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、その者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税の減免及び納入義務の免除を行う。

2. 国民健康保険料、介護保険料の減免等

市は、藤井寺市国民健康保険条例に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について特に必要がある場合は、国民健康保険料の減免等を行う。また、藤井寺市介護保険条例により、第1号被保険者が災害その他の事由により経済的困難等になった場合、介護保険料について減免等を行う。

3. 国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

4. 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

5. 後期高齢者医療保険料の減免等

大阪府後期高齢者医療広域連合は、条例に基づき後期高齢者医療保険料の減免等を行う。

6. 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付

(1) 災害見舞金等

資料一7 藤井寺市災害見舞金等支給条例（資料編 P193）

資料一8 藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則（資料編 P195）

(2) 災害弔慰金

(3) 災害障害見舞金

(4) 災害援護資金

資料一9 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編 P197）

資料一10 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（資料編 P202）

資料5-2 災害援護資金（資料編 P169）

7. 生活福祉資金の災害援護資金貸付（社会福祉協議会）

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立再生するのに必要な資金を貸し付ける。原則、「6.（4）災害援護資金」の対象者を除いた低所得者世帯を対象とする（例外あり）。なお、申込み相談窓口は、市社会福祉協議会が行う。

第2 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第3 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 商品の確保

市及び府は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については、国、都道府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

鉄道事業者及び道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2. 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

第4 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1. 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

2. 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕等建設者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

3. 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、大阪府住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅の活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- (3) 特定優良賃貸住宅等の活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4. 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）

の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 雇用機会の確保

災害時において市は、国や府の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難市民等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。

第6 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行い、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置により、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道道府県センター）の迅速な支援金支給を要請する。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

（1）被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（2）対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）。

（3）支給対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

(4) 支給金額

支給金額は、以下のア、イの合計金額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)①～③の世帯 100万円
- ・上記(3)④の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。

資料5－3 被災者生活再建支援制度のしくみ（資料編P170）

第3節 中小企業等の復興支援

市は、被災地の経済復興を担う中小企業、農林業事業者等の自立的復興を促進するために必要な各種財政援助・助成措置等が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、その内容に関する広報を積極的に行う。さらに各種制度の適用についての相談窓口等を設け、個々の事情に即した弾力性のある対応に努める。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 中小企業の復興支援

1. 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2. 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第2 農業関係融資

(1) 天災融資資金（天災融資法）

(2) 農林漁業金融公庫資金

(3) 大阪府農林漁業経営安定化資金

第4節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復旧にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

1. 復旧計画

- (1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第2 下水道

1. 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味

した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

(3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

1. 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

(3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1. 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2. 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第6 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

1. 復旧計画

- （1）鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- （2）復旧に当たり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2. 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第7 道路（市、府、西日本高速道路株式会社）

1. 復旧計画

- （1）被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- （2）復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- （3）単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 復興の基本方針

大規模な災害が発生し、被災した場合には、市及び府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向等中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第1 復興に向けた体制

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 復興基本方針

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

第3 復興計画の策定

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項